

# 京都市の持込ごみ制度が変わります



～平成21年10月1日から～

—ごみの減量と資源化を促進し、埋立処分地の延命を図るために—

## ① クリーンセンター、エコランド音羽の社で受け入れていた告示産業廃棄物の受入を廃止します



- 産業廃棄物（建築、解体から出る石膏ボード、がれき、木くず等）は、クリーンセンター、エコランド音羽の社に持ち込めません
- 民間の施設に処理を委託してください



## ② エコランド音羽の社での受入を全面廃止します



- 一般廃棄物
    - 可燃物（家庭から直接持ち込む大型ごみ等）はクリーンセンターに持ち込んでください。
    - （事業所から出た木製家具等）
    - 不燃物（家庭から直接持ち込む物に限る）
- ※産業廃棄物はクリーンセンターにも持ち込めません

クリーンセンター内の指定場所に  
分けて降ろしてください

小型可燃ごみ  
大型ごみ  
不燃ごみ  
(分けて降ろせるように積載してください)



## ③ 持込手数料が変わります



平成21年9月30日まで

持込先	1回の持込量	100kg当たり手数料
クリーンセンター	300kg以下	1,000円
	300kg超～1,000kg以下	1,400円
	1,000kg超	1,800円
埋立処分地	600kg以下	1,200円
	600kg超～2,000kg以下	1,600円
	2,000kg超	2,000円

平成21年10月1日から

持込先	1回の持込量	100kg当たり手数料
クリーンセンター	100kgまで	1,000円
	100kg超～600kg以下の部分	1,500円
	600kgを超える部分	2,000円

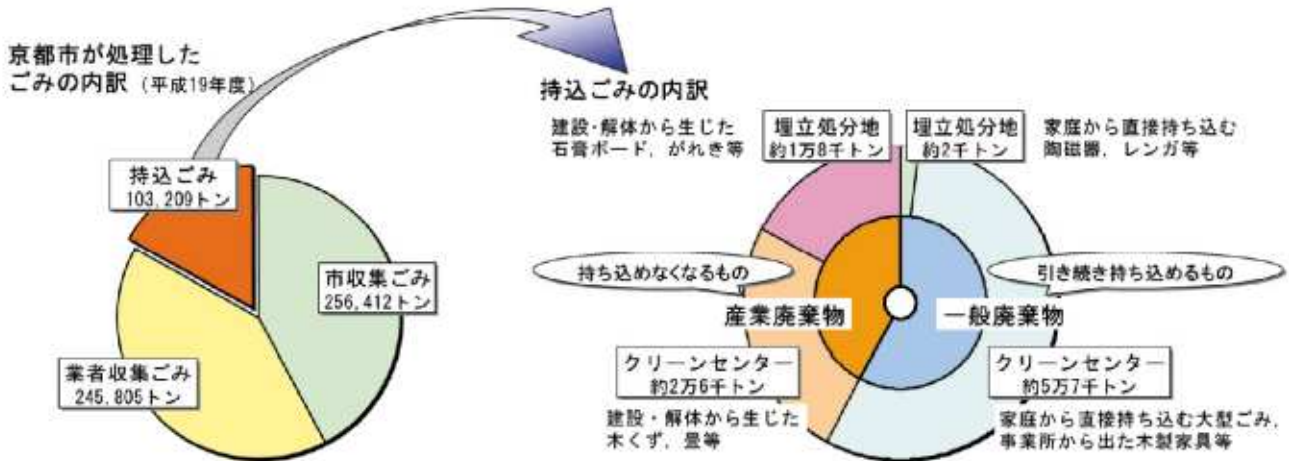
(ご注意:100kgを超えて持ち込むと割高になります。)

問い合わせ先

制度については……………075-213-4930 (京都市環境政策局循環企画課)  
 施設管理については……………075-212-9820 (京都市環境政策局施設管理課)  
 産業廃棄物の処理方法等……………075-694-3402 ((社)京都府産業廃棄物協会)

# ① 告示産業廃棄物の受入廃止について

- 京都市の施設に年間で持ち込まれる産業廃棄物は、クリーンセンターが約2万6千トン、埋立処分地が約1万8千トンにのぼります。産業廃棄物の資源化促進と、市民の皆様の貴重な埋立処分地の延命化を図っていきます。
- 建設、解体、改築から生じた石膏ボード、がれき、木くず等の産業廃棄物は、排出者責任に基づき、民間資源化施設等での適正処理をお願いします。  
ただし、ご家庭から出る大型ごみや木製家具等は、一般廃棄物に該当するため、従来どおり、持ち込めます。



# ② エコランド音羽の杜での受入全面廃止について

一般廃棄物は各クリーンセンターへ持ち込んでください。

※エコランド音羽の杜には持ち込めません。



# ③ 持込手数料の変更について

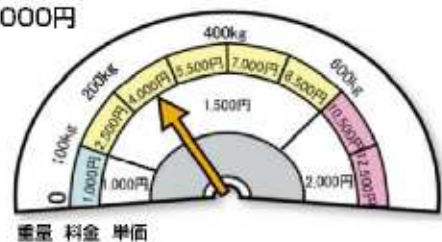
平成21年10月1日からの持込手数料

持込先	1回の持込量	100kg当たり手数料
クリーンセンター	100kgまで	1,000円
	100kg超～600kg以下の部分	1,500円
	600kgを超える部分	2,000円

(ご注意: 100kgを超えて持ち込むと割高になります。)

例えば、250kgを持ち込む場合

1,000円 (100kg以下の区分)  
+ 1,500円×2 (100kg超～600kg以下の区分)  
4,000円



(警告)

他者のごみを有料で収集運搬する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。  
明らかな無許可営業の場合は、持込みをお断りし、告発を行うことがあります。